

広島市告示第 3 4 5 号

令和 8 年 7 月 1 0 日

広島市市営駐車場条例（昭和 4 5 年広島市条例第 1 3 号）第 6 条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営西観音町駐車場	6 区画 (1 ～ 6 番)	令和 8 年 7 月 1 6 日 (木) 午後 5 時から 同月 1 7 日 (金) 午後 5 時まで

2 休止する理由

西区建設部維持管理課が広島市市営西観音町駐車場周辺で実施するカラスの巣撤去作業に当たって、落木等による駐車場利用者への危険を回避するため。